

第五次須恵町総合計画 (後期計画)

2016～2020

須恵町民憲章

私たちは靈峰若杉の緑と輝かしい伝統を持つ須恵町民です。
愛する郷土発展のため、誇りをもってこの憲章を守ります。

- 1.自然を愛し、美しい環境をつくります。
- 2.健康の増進につとめ、楽しい家庭をつくります。
- 3.仕事にはげみ、豊かな町をつくります。
- 4.教養を高め文化を育て、明るい町をつくります。
- 5.おたがいに手をとりあい、住みよい町をつくります。

町 章



須恵町の町章は、町政施行二十周年を記念して、公募によって定めたものです。町章は、須恵町の「す」を、飛ぶ鳥のイメージでデザインし、円(和)を中心として自然と産業、文化の向上躍進を表現。太陽と緑と水に恵まれた福祉の町と、友愛に結ばれた町民の姿を象徴しています。

町の木・鳥・花



ツツジ



ウグイス



やまもも

すこやかスエコロジー



水と緑と光をシンプルなキャラクターで表現しています。
ブルーは自然とのふれあいを、グリーンは健康を、イエローは活力を表現しています。

はじめに

須恵町は、平成23年3月に「第五次須恵町総合計画」を策定し、「ともに思い ともに創り ともに生きる」を基本理念とし、流動する社会情勢に対応するため、経営的視点に立った計画的なまちづくりを進めています。本計画は、平成23年度を初年度とし、平成27年度までを5年間の前期計画期間、平成28年度から平成32年度の5年間を後期計画期間とし、平成23年度から平成32年度の期間に目指すべき姿やまちづくりの基本方向、およびこれを達成するために分野別の施策を示しています。今回、前期計画期間の施策検証を踏まえ、後期計画期間に向けた計画全体の見直しを行いました。

国全体の課題として少子高齢化が進む中、須恵町においても平成27年度より人口減がスタートするとの予測を受け、須恵町の活力を維持向上させるために各種の施策を講じ、平成23年度以降に毎年年間100人前後の人口増を目指してまいりましたが、町民皆様のご協力により、過去5年間はこの目標を上回る成果をあげることができました。

しかしながら、平成27年に実施された国勢調査（速報値）によると、日本の総人口は前回調査から約0・7%減少となり、1920年の調査開始以来、初めて人口減に転じた一方、首都圏の人口はさらに増加するなど、東京一極集中の波は加速するばかりです。

政府は地方財政の課題として、「地方の一般財源総額の確保と地方財政の健全化」を掲げ、昨年の水準を下回らないよう、特に、地方交付税は適切に確保するとしていますが、アベノミクスが目指す「デフレからの脱却」「富の拡大」と言った成長戦略も確実のものとは言えず、依然苦しい財政状況に変わりありません。また、地方への新たな人の流れを生み出すとともに、その「好循環」を支える「まち」に活力を取り戻すことを目的とする「まち・ひと・しごと創生」の実現もこれから地方が抱える大きな命題といえます。

須恵町においても、「地域の課題は地域で解決する」を基本に、地域自治の各領域や行政サービスが届かない「空白部分」を行政・町民・地域団体・企業などが協働し、地域サービスを供給する「くらしのコミュニティづくり」を目指しておりますが、防災や自治にとって最も大切な住民間のコミュニケーションが希薄化しており、助け合いの精神や人の和の崩壊が危惧され、今後も住民の安全安心が保たれるか非常に心配しているところです。

ふるさとは近くにあって創るもの。このような時代だからこそ、「愛する郷土の発展のため」と謳った町民憲章を護り抜き、互いに手を取り、汗をかき、絆を深め、住み良い須恵町を皆様とともにつくりたいと考えております。

この計画に対する皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました町民の皆様をはじめ、町議会、総合計画審議会委員の皆様に心から感謝申し上げます。

平成28年3月

須恵町長 中嶋 裕史



目 次

序論

1. 総合計画策定の趣旨	02
2. 総合計画の構成と期間	02
3. これからの社会展望と須恵町の現状	03
4. まちづくりの基本的課題	09

基本構想

1. まちづくりの基本理念	12
2. 将来像	13
3. 施策の大綱	14
4. 基本推計	15

施策体系図

施策体系図	16
-------	----

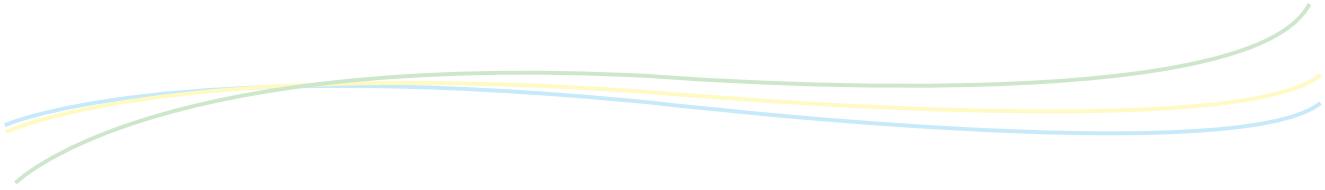
基本計画

【施策大綱1】町民とともにつくる協働と参加のまち (住民参画・協働のまちづくり)	22
---	----

1. 生涯学習を基盤に据えた協働のまちづくりの推進	
(1)生涯学習を基盤に据えた協働のまちづくりの推進	
(2)まちづくり活動への支援	
2. 須恵型コミュニティの推進	
(1)須恵型コミュニティの活性化	

【施策大綱2】多様に学び、文化を育むまち(教育・文化)	30
-----------------------------	----

1. 未来を担う子ども達を育てる教育の充実	
(1)就学前教育の充実 (2)学校教育の充実 (3)青少年の健全育成	
2. 社会教育の充実	
(1)社会教育の推進 (2)スポーツの増進 (3)文化・芸術の充実支援	
3. 地域史跡・伝統文化の継承	
(1)地域史跡・伝統文化の継承	



- 4. 人権啓発活動の推進
 - (1) あらゆる人権の尊重
 - (2) 男女共同参画社会実現のための啓発活動の充実
- 5. 図書館の充実
 - (1) 図書館活動の推進

【施策大綱3】誰もが健康でいきいきと暮らせるまち 50 (福祉・保健・医療)

- 1. 安心して暮らせる保健・医療・福祉体制の充実
 - (1) 地域福祉の基盤づくり (2) 地域医療体制の充実
 - (3) 社会保障制度の適切な運用 (4) 介護・高齢者福祉の充実
 - (5) 児童福祉と子育て支援サービスの充実
 - (6) 障がい者(児)福祉の充実
 - (7) 社会問題に対する支援
- 2. 地域が一体となって進める健康づくり
 - (1) 健康づくりの推進

【施策大綱4】安全で安心して快適に暮らせるまち 66 (都市基盤・防犯・生活環境・産業)

- 1. 安全な生活空間の形成
 - (1) 消防、防災、危機管理体制対策の充実
 - (2) 防犯、消費者保護の充実 (3) 交通安全対策の推進
- 2. 快適な住まいの形成
 - (1) 住環境の整備・充実 (2) 公園・緑地の整備・充実
- 3. 利便性の高い都市の形成
 - (1) 道路・交通体系の整備推進 (2) 適正な土地利用の促進
 - (3) 水利用計画の推進 (4) 公共下水道の整備推進
 - (5) 生活環境の整備推進
- 4. 地域産業の活性化
 - (1) 農林業の振興 (2) 商工業の振興

【施策大綱5】計画の推進による自立したまち(行財政) 88

- 1. 効率的な行財政の推進
 - (1) 行財政改革の推進 (2) 安定的な財政運営の推進
 - (3) 計画の進捗状況の確認
- 2. 地方分権への対応と連携体制の確立
 - (1) 自主・自立のまちづくりの推進

参考資料

参考資料 96